

意見書案第 24 号

特定秘密保護法の撤廃を求める意見書

上記事項に関し、別紙のとおり意見書を提出することについて議会の議決を
求める。

平成25年12月18日提出

提出者	中間市議会議員	宮下 寛
賛成者	〃	田口 澄雄
〃	〃	青木 孝子

特定秘密保護法の撤廃を求める意見書

憲法は、国民主権や基本的人権、平和主義を「人類普遍の原理」とし「これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する」（前文）と宣言している。

この三原則が謳われているにもかかわらず、「特定秘密保護法」の内容をみると、この「原則」が大きく損なわれていく事になるといわざるを得ない。

第1に、秘密を漏らした国家公務員のみならず、秘密を知ろうとするメディアや国民にも重罰を科すものになっていること。

情報公開を求めて活動する市民団体や弁護士なども「共謀」、「教唆」、「扇動」罪で最高5年の懲役を科せられる。又、報道機関の取材活動そのものが「秘密」に触れる事になり、処罰の対象となる。「報道の自由」どころか表現・言論の自由が奪われてしまい、国民の知る権利そのものが犯されていく事は明らかである。

第2に、国会議員も処罰対象とされている。国権の最高機関、唯一の立法機関である国会で知り得た秘密を漏えいした場合、国会議員さえも懲役5年の処罰を受ける。これでは所属政党に持ち帰り、議論する事も、専門家に意見を聞く事も出来なくなり、当たり前議員活動、政党政治がマヒしてしまう事になる。

さらに、政府が「わが国の安全保障に著しい支障を及ぼす」と判断すれば、国会においても公開を拒否でき、この事は国政調査権への重大な侵害であり、さらに議員の質問権を奪う事になり、国民の知る権利が一層奪われていく事になる。

第3に、秘密の指定が政府の裁量で決められ、その範囲も広がりかねない上に、その恣意的運用を防ぐ歯止めがない事である。

チェック機構を設置するとしているが、行政機関から独立していない機構が何らチェック機能を果たさない事は明白である。

第4に、秘密の期間は、修正合意で60年に延長され、事実上無期限で秘密とする事が出来、今日の情報公開の流れに逆行している。

このように国民の知る権利や言論の自由に対する侵害及び、民主主義の根幹を破壊する重大な内容となっている。

よって、日本国憲法違反ともいえる「特定秘密保護法」を廃止するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月18日

中間市議会

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
内閣府特命担当大臣 森 雅子 様
(特定秘密保護法案担当)